

浄水及び送水費	人件費	給料			
		賃金			
		雑給			
		諸手当			
		福利費			
	浄水				
	電力				
	修繕				
	減価				
その他					
小計				浄水量〇〇m ³ , 1 m ³ 当り〇〇円〇〇銭	
配水費	人件費	給料			
		賃金			
		雑給			
		諸手当			
		福利費			
	電力費				
	修繕費				
	減価償却費				
	その他				
小計				配水量〇〇m ³ , 1 m ³ 当り〇〇円〇〇銭	
給水装置工事費	人件費	給料			
		賃金			
		雑給			
		諸手当			
		福利費			
	材料費				
その他					
小計				取扱件数〇〇件, 1件当り〇〇円〇〇銭	

一 般 管 理 費	給料			
	賃金			
	雑給			
	諸手当			
	福利費			
	備品費			
	消耗品費			
	通信運搬費			
	光熱費			
	修繕費			
	公課			
	支払利息			
	減価償却費			
	その他			
小計			有収水量〇〇m ³ 、1 m ³ 当り〇〇円〇〇銭	
合計			有収水量1 m ³ 当り〇〇円〇〇銭	

備 考

- 1 今後の見込欄は、概ね5ヵ年間の見込額の平均値を記載すること
- 2 算出根拠欄は、できるだけ詳細に記載し、内容の複雑なものは別紙とすること。
- 3 地方公共団体の経営する水道事業にあっては、起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 4 地方公共団体以外の経営する水道事業にあって配当を必要とするものは、資本に対して年1割以下の利潤を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 5 給水人口が2万人以下の水道事業にあっては、都道府県知事は、取水、貯水及び導水費、浄水及び送水費、配水費、一般管理費等の部門別を廃してこれらを一括する様式としても差し支えないこと。